

6 申請手続き等

初めて申請する場合

- 農業者団体**を作る。 ※ 既存の任意組織でも可。ただし、環境保全型農業直接支払交付金に取り組むこと、交付金使途決定の方法等を定めるため規約の改正が必要です。
- ① 規約作成
(構成員名簿、推進活動を実施すること、交付金使途決定の方法を規約に定める必要があります。)
 - ① 農業者団体の代表者を決める
 - ② 農業者団体の口座開設 (利息の付かない専用通帳を推奨)

令和2年度から取組を開始した団体

令和2年度からの5年間の事業期間終了に伴い、令和7年度からの5年間の事業計画等を提出します。

初年度

5年間の事業計画等を提出する。(6月末まで) ※ 原則として対象活動が開始される前までに提出。

対象活動の合計面積や推進活動の計画等を記載し、市町村長から認定を受けます。

- ☐ 申請書 (共通様式第1号) ☐ 事業計画 (共通様式第2号) ☐ 営農活動計画書 (共通様式第3号)

☐ 添付書類(必要に応じて提出)

農業者の組織する団体	規約	
一定の条件を満たす農業者	個人、法人(一戸一法人)	
	複数の農業者で構成される法人 複数の農業者で構成されていることが分かる書類	
有機農業の取組を実施しようとする農業者	農場管理シート・現地確認チェックリスト	様式第1号および添付様式1 ※1

※1 様式第1号および添付様式1は毎年度提出が必要です。
有機JAS認証を取得しているほ場については、要件に即して対象活動を実施したことが確認できれば、認定証の写し又は認証機関に提出した書類を様式第1号および添付様式1に代えることができます。

対象活動を行う農地が所在する市町村の担当窓口に提出します

継続して申請する場合 (令和2年度以降から取組開始)

変更時

計画に変更が生じた場合 (6月末まで)

次に定める事項の変更は**重要な変更**になります。
6月末まで変更申請書等を提出し、市町村長から計画変更の認定を受ける必要があります。

- ア 事業の目標の変更
- イ 事業の種類の変更
- ウ 事業の実施期間の変更
- エ 事業の実施区域の変更(対象活動を実施するほ場の変更)
- オ 自然環境の保全に資する農業の生産方式の変更(対象活動の変更)
- カ 農業生産活動(対象活動)の**取組面積の増加**又は年当たり**交付金額の上限の増加**

- ☐ 変更申請書(共通様式第5号)
☐ 変更する書類を添付

※ 当年の計画確認のため、営農活動計画の提出を毎年度求める場合があります。

毎年度

有機農業の取組を実施しようとする農業者
☐ 農場管理シート・現地確認チェックリスト(様式第1号および添付様式1)
※毎年度**6月末まで**提出

左記以外の**軽微な変更**が生じた場合(届出)
☐ 変更申請書(様式第5号)
☐ 変更する書類を添付

申請手続き等

6月末以降に軽微な変更が生じた場合は速やかに市町村へ届出。
□変更申請書(様式第5号) □変更する書類を添付

毎年度

毎年度

交付申請書(市町村への交付申請書)※様式・提出時期は市町村で異なります。

・交付金の交付を受けるために、農業者団体等が交付を受ける予定の金額を記載します。

毎年度

対象活動と推進活動及び環境負荷低減のチェックシートの取組の実施

- ・農業者団体等の構成員ごとに支援対象となる営農活動(堆肥の施用, 緑肥の作付, 有機農業, 冬期湛水管理等)を行います(7~17ページ参照)。
- ・農業者団体等として共通の推進活動を行います(6ページ参照)。
- ・環境負荷低減のチェックシートの取組については, 内容を理解した上で, 実施します(4, 5ページ参照)。

毎年度

実施状況報告書等(様式第7号, 様式第15号等)

(提出期限: 令和7年12月19日頃まで)

(1)実施状況報告書(様式第7号)

農業者団体等の構成員ごとに取り組んだ面積や農業者団体等として取り組んだ推進活動を記載して, 必要書類(生産記録, 写真等)をまとめて提出します。

必要書類は対象活動により異なりますので市町村に確認願います。

※令和8年3月末までに確実に終了する予定の取組を記入し提出してください。

⇒ **!! 取組途中で年度をまたぐものは記入しないこと !!**

(2)環境負荷低減のチェックシート(様式第15号)

!!! 見込みで実施状況報告書を提出後、

不測の事態で履行できない場合は、早急に市町村へ報告願います !!!

毎年度

交付金の入金・支出

- ・都道府県や市町村が取組内容を確認後, 農業者団体等の預金口座へ振り込まれます。
- ・農業者団体は口座振り込まれた交付金を, 規約に定めたとおり構成員に速やかに分配し, 3月末(令和8年3月31日まで)に交付金を全額支出します。

毎年度

実績報告書(市町村への実績報告書) ※様式・提出時期は市町村で異なります。

・交付金の使いみちを記載します。※交付金の使いみちは, 農業者団体等の規約に基づいて決定してください。

毎年度

営農活動実績報告書(様式第11号又は, 共通様式第6号)

(提出期限: 令和8年4月5日頃まで)※市町村に確認願います。

- ・実施状況報告書を見込みで提出した場合, 生産記録等, 必要な書類を添付し提出。
- ・実施状況報告書の提出時点で対象活動等を実施済みであり報告内容に変更が無い場合, 営農活動実績報告書の提出を省略できます。

対象活動を行う農地が所在する市町村の担当窓口に提出します